

内閣官房長官談話

（平成二十四年十一月十六日）

一　去る八月八日に提出された人事院勧告の取扱いについては、人事院勧告制度尊重の基本方針の下、真摯に検討を進めてきましたが、現在、給与改定・臨時特例法により、高齢層職員については若年層職員と比較して相対的に厳しい給与減額支給措置が講じられている状況にあります。

二　これらを踏まえ、今回の人事院勧告で指摘されている昇給制度の見直しを含めた高齢層職員の給与水準の見直しについては、世代間の給与配分の適正化や雇用と年金の接続の観点から幅広く検討を行い、給与減額支給措置期間が終了する平成二十六年四月から実施する方向で、平成二十五年中に結論を得ることを決定いたしました。

三 政府としては、我が国の財政事情が深刻化している状況に鑑み、行財政改革を引き続き積極的に推進し、総人件費を削減する必要があると考えております。そのため、経費の見直し、節減合理化等による歳出の削減に努力するとともに、国家公務員の定員についても、平成二十五回度において、これまでの規模を大幅に上回る純減を目指すなど、各般の措置を講じてまいります。

四 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿つて適切な措置を講じるとともに、地方公共団体の定員についても、適正な定員管理の推進に取り組み、行政の合理化、能率化が図られるよう期待いたします。

五 公務員諸君は、今回の決定が以上のような趣旨に基づくものであることを十分理解し、公務員一人一人が国民全体の奉仕者であることを強く自覚するとともに、改めて厳正な服務規律の確保と公務の適正かつ能率的な運営を図るよう強く期待するものであります。